

公認クレー標的検定基準

1. 適用範囲

本基準は、国際射撃スポーツ連盟（以下 ISSF という）が公認するクレー射撃競技種目で（一社）日本クレー射撃協会（以下本会といふ）が実施する公式大会において行われるトラップ種目、スキート種目及びダブルトラップ種目等に使用するクレー標的に関する基準について規定する。

2. 関連規定

本会の公認を得ようとするクレー標的は、ISSF が定めるクレー標的の基準を満たすと共に、本会が発行するクレー射撃競技規則のクレー標的に関する基準に基づくものでなければならない。

なお、詳細については、第 3 項の通りとする。

3. クレー標的の検定基準

- (1) クレー標的については、別に示す規格（直径、高さ、重量、各寸法及び着色）に適合していなければならない。
- (2) クレー標的の硬度は、2 オンスの鋼球を 180mm の高さより落下させ、その真下に置いたクレー標的の面積の 70% が破壊されなければならない。
- (3) クレー標的の飛翔試験において、ISSF が定める各種目の最大飛翔距離を、放出機より 10 枚飛翔させ、落下地点において、半径 5m 以内に全て落下しなければならない。
- (4) すべてのクレー標的には、製造各社の商標マークを必ず入れなければならない。

4. 定期クレー標的検定会及び公認期間等

- (1) 定期クレー標的検定会については、当該年度開始前に実施し、クレー標的取扱い業者に対し、検定会 1 ヶ月前までに書面により期日、場所、公認期間を通知しなければならない。
- (2) 国産クレー標的の場合は、1 社にて複数の銘柄の検定公認を受けよう

とする場合は、各銘柄毎に検定公認申請を本会審査委員会宛に提出しなければならない。

- (3) 輸入クレー標的の場合は、輸入業者または販売業者が、銘柄毎に検定公認申請を本会審査委員会宛て、提出しなければならない。
- (4) 検定検査を受け、公認クレー標的として認定されたものは、その有効期間を特別な場合を除き 2 年間とする。
- (5) 年度中にクレー標的の公認を得ようとする場合は、適宜、スポット検定を実施する。この場合の申請については、第 2 項及び第 3 項と同様とする。
- (6) スポット検定会に合格し、クレー標的の公認を得た場合、その有効期間は、前項に定める残余の期間とする。

5. 検定公認料

本基準に基づく検定検査を受け、本会公認クレー標的として認定を受けたクレー標的製造業者、または販売業者は、次に定める年間の検定料を本会宛に支払わなければならない。

- (1) 国産クレー標的
 - 全国クレー製造業組合加盟業者：
 - 組合傘下会社合計 年間 2,100,000 円
 - *非加盟業者の場合、銘柄毎に年間 700,000 円
- (2) 輸入クレー標的
 - 1 社あたり 銘柄毎に年間 1,000,000 円

6. 検定公認の取り消し等

検定公認クレー標的製造業者、または販売業者が、検定公認料を滞納した場合、或いは検定公認クレー標的取扱い業者として相応しくないと審査委員会が判断した場合は、当該業者へ書面による指導・通告を行う。書面による指導・通告後、改善が見られない場合は、理事会の承認を経て検定公認を取り消すことができる。

7. 基準の改廃

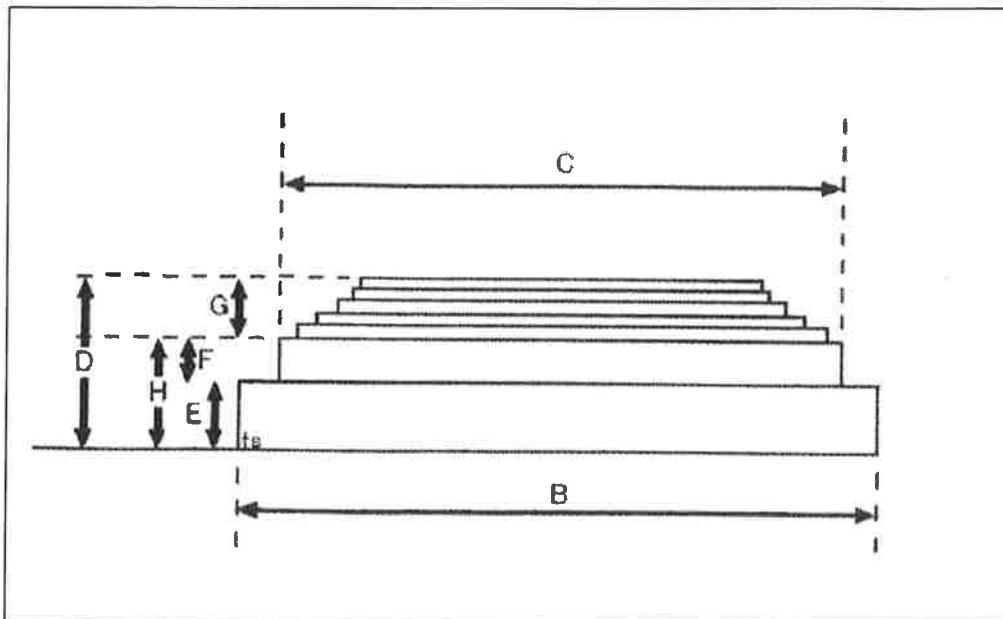
本基準は、審査委員会の承認を経て改廃案を理事会へ上程し、理事会の承認を経て改廃することができる。

附 則

1. 本基準は、昭和 53 年 4 月 1 日より施行する。
2. 本基準は、平成 5 年 4 月 1 日より改正施行する。
3. 本基準は、平成 7 年 3 月 27 日より改正施行する。
4. 本基準は、平成 29 年 1 月 25 日より改正施行する。
5. 本規準は、令和 5 年（2023 年）3 月 6 日より改正施行する。

クレー標的に関する規格

1 クレー標的の一般規格



A : 重 量	105 g ($\pm 5\text{ g}$)
B : 底部直径	110mm ($\pm 1\text{ mm}$)
C : 回転リング直径	95mm~96mm
D : 全 高	25mm~26mm
E : 底 部 高	11mm ($\pm 1\text{ mm}$)
F : 回転リング高	7mm ($\pm 1\text{ mm}$)
G : ドーム部高	8mm ($\pm 1\text{ mm}$)
H : 底部+回転リング高	18mm ($\pm 1\text{ mm}$)

- (1) Gのドーム部は、空気力学的に最良のデザインで、しかも飛行安定性に優れた形状に設計されなければならない。
- (2) クレー標的是、80mの距離の放出に耐える強度を備え、しかも規定の射程距離内においては、本会の公認装弾検定基準に基づくスキート、トラップ装弾により容易に破壊されるものでなければならない。

2 着 色

クレー標的の色は、全体が黒、白、黄、オレンジ、或いはドーム部分を白、黄、オレンジ、或いはドーム周辺のリング部分を白、黄、オレンジに塗られたものとする。

クレー標的の色は、本会の公式大会のプログラムに明確に記載されていなければならぬ。また、クレー標的の色は、射面の背景に対し通常の光線下で明瞭に見えなければならない。同じ色のクレー標的が公式練習時に使用されなければならない。

3 フラッシュ・クレー

- (1) フラッシュ・クレーは、有毒ではない着色パウダーが充填されていなければならない。
- (2) フラッシュ・クレーに関する規格及び着色は、前項と同様とする。